

広島県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和三年四月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大竹湯来線

三 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|---|------|---|-----------------|------------------|--------|
| | 新 | 旧 | | | |
| 廿日市市大野字横撫二二六四二番一 地先から廿日市市大野字横撫二二六四二番一 三地先まで | | | 六・八〇〽二 三・三〇 | 一三三三・七〇 | |
| | | | 一四・七〇〽 二九・三〇 | 一三三三・七〇 | 拡幅 |